

No.	該当項目			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
1	実施要領	3	8 参加資格（１） 単体企業-ク	参加資格の実績要件の中で「設計業務を元請け（設計）Ⅴの代表構成員としての実績またはPFI事業の構成員としての実績を含む」として受託し、完了した実績を有すること」と有ります。 一般的にPFI事業の場合、設計者は設計監理のみの業務で限定されることから、出資をすることが殆どありません。その為、構成員にはならず協力会社となるため、契約上はSPC（特別目的会社）と設計業務委託契約を結ぶ形になります。設計者が構成員では無くても実質的な設計者であることの証明として設計委託契約書や確認申請図書に設計者が明記されている資料などを添付することで、協力会社としてのPFI事業の実績も含めて宜しいでしょうか。 また同様に、一般的な設計施工DBではなく、東京都では実施設計を別途設計者に委託する形のDB事業（以降、設計者別途契約方式DB事業という）とされた事例が有ります。この方式の場合はSPC（特別目的会社）を組成する必要が無く、設計・建設企業体JVが事業を受注し、その共同企業体JVの設計協力会社として設計業務委託契約を結ぶ形になります。 つまり設計者はPFIの場合はSPCとの設計契約を行い、ここで言う設計者別途契約方式DBの場合は設計・建設企業体JVとの設計契約となります。設計者はPFI事業と同様の設計業務委託契約となりますので、PFIと同様に実質の実施設計実績を証明する資料（応募要項書、設計契約書、確認申請（計画通知）など）が有れば設計実績として認められると考えて宜しいでしょうか。	SPCから直接設計業務を受託し、主たる担当者として設計業務を行った企業を構成員と判断します。 また、東京都の発注方式に関する詳細については分かりませんが、DB方式において主たる担当者として実施設計業務を行ったことが証明できる場合は、設計実績として認めます。 なお、主たる担当者として設計業務を行ったことを確認するため、代表となる設計者が所属する企業として記載がある確認済証などを提出してください。
2	実施要領	11	11（４）提案書等の作成および記載上の留意事項 様式第８号	特定テーマに対する技術提案書（様式第８号）について、記載できる枚数はA１版・横づかい片面２枚までとあります。 副本はA３版に縮小するとありますので、A１サイズの正本については、文字がある程度大きくないと読みにくいと思いますので、「A３版にて判読可能な技術提案書とし、提出正本はこれをA１版に拡大したもの」と理解いたしますが、文字サイズや見やすさの制約などはございませんでしょうか。	A３版にて判読可能な技術提案書としてください。
3	実施要領	11.12.13	11（４）提案書等の作成および記載上の留意事項 様式第８号 12（２）ウ：プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施 14情報公開および提供	特定テーマに対する技術提案書（様式第８号）について、「様式については、一般公開することに留意する」とあります。 一方、「プレゼンテーション、ヒアリングおよび審査については非公開とする」とあります。 技術提案書の提出、審査、審査結果までは非公開と理解いたしますが、「14情報公開および提供」にて「守山市のホームページ上で公表する」ともあります。 前述の「一般公開する」は、どの段階でどのような方に向けての公開をご予定でしょうか。 ※別記にあります「守山市情報公開条例の規定による請求に基づき、公開することができる」ともありますが、ここでは非公開となる場合についての記載もあり、どこまでを公開とするかは不確定のものと察します。 一般公開することに留意とはありますが、事務所名やロゴなどの表現を記載しない、という点が主旨と考えてよろしいでしょうか。	技術提案書は契約予定者および次順位契約予定者の公開後、市のホームページにて一般公開する可能性がございます。

4	実施要領	12	12（2）ウ：プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施	「（キ）～～より分かりやすく説明するために補足的に技術提案書を加工してプレゼンテーション資料を作成することを認める。」とありますが、 「（ケ）プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。」ともあります。 プレゼンテーションで使用する機器といった記述もあるため、パワーポイント等での説明が予定されるものと察しますが、プレゼンテーションに用いるデータを審査当日ではなく、事前に提出することをお求めになりますでしょうか。 ※補足資料としての加工は認めるが、審査当日の追加資料は認めない、という点で、プレゼンテーション資料の「事前」提出があるのかと考えました。 ※あるいは、提出した技術提案書の「加工」（提案書からの抜粋、文字追加、着色、説明用の囲みや下線）といった補足事項は認めるが、提案内容そのものの「追加」は認めない、というご意向とも読めましたので質問です。	プレゼンテーション資料の事前提出は求めておりません。 技術提案書に無い提案内容を追加することは認めません。 プレゼンテーション資料は提出された技術提案書から図や文字などを抽出、拡大すること、説明がより分かりやすくなるよう下線・囲みを追加することは可能ですが、新たに文字や図、写真などを追加することは不可とします。
5	守山市建築設計業務共通仕様書	3	第2章-2-（7）	（7）工事内容等に関する地元説明会、関係機関への説明会等への出席に関する記述があります。現在、想定されています、当該説明会の種類や回数のご予定をお教えてください。 また、「国費県費補助金申請等に係る業務補助」に関する記述があります。 特記仕様書にて「都市構造再編集中事業交付金（公園）」の記述がありますが、これ以外に想定されている補助金等がありましたらお教えてください。 各種法令手続きとして「（1）都市計画法に係る手続き」の記述があります。開発許可申請といった手続きの想定がありましたらお教えてください。 ※いずれも、説明会の回数や補助金の種類、開発許可手続きの有無により、委託費用に関係するためにお伺いしているものです。	工事内容等に関する地元説明会、関係機関への説明会等をについては適宜必要に応じて行います。 また、現時点において補助金の活用は特記仕様書5（1）スに記載のとおりです。 開発許可などの申請が必要かどうかの事前協議などを含め、本業務の一環とします。
6	特記仕様書	3	5設計条件等（1）サ	「サ：整備する施設が管理や利用がしやすい施設となるよう、平面計画や設備機器の選定、管理運営等について次の者から助言を得ること。」との記述があります。 この「運営アドバイザー」については、プロポーザル参加時あるいは設計開始時等、実際の着手前に決定し、守山市様の承認を得る手続きは必要でしょうか。 ※文面のままですと、運営アドバイザーについてはその運営業務実績があれば、どのタイミングで受注者が設定してもよいものと読み取れます。受注者側で適宜選定してよいか、守山市様にてご推薦等のご意向があるかの確認です。 なお、建物完成後の管理運営を指定管理等で設計時の運営アドバイザーにご発注する予定があると考えてよろしいでしょうか。	運営アドバイザーについて市の承認を得る必要はございませんが、特記仕様書5（1）サ(ア)に記載の実績があるものを選定し、業務開始前に5（1）サ(ウ)の報告より前に5（1）サ(エ)を提出してください。 運営アドバイザーを守山市から推薦する予定はありません。 また、建物完成後の管理運営業者は現在のところ公募する予定であり、本業務における運営アドバイザーが選定されとは限りません。

7	特記仕様書	3	5設計条件等（2） ア	設計と条件にて、「敷地内」にバス転回スペース・車寄せ・駐輪場・幼児や児童が自転車の練習ができるスペースを整備する、との記述があります。 この「敷地内」につきましては、下記の範囲内に設置することによろしいでしょうか。 ・添付資料3-1で示される「計画敷地」この範囲内 ・添付資料3-2で示される「敷地予定範囲」（専用通路予定範囲を除く部分）の範囲内 ※諸機能を敷地内に計画することは理解しておりますが、特に「バス転回スペース」については、一時的にでも「敷地外」の駐車場等を利用することが想定されるか、を確認したく質問した意図です。	添付資料3-2で示す敷地予定範囲のうち、専用通路予定範囲を除く部分の中で計画してください。 敷地外の駐車場を利用することは想定しておりません。
8	特記仕様書	6.9	6業務の内容（3） ア	現況把握資料の作成として「ア：市民運動公園内埋設配管」の現況調査があります。 この現況調査について下記の3点についてお教えてください。 ①調査「範囲」については、守山市民運動公園全域でしょうか。あるいは、添付資料3-1に示される「計画敷地」の範囲でしょうか。または、添付資料3-1に示される「効果波及エリア」も含まれますでしょうか。 ※埋設配管のため、計画敷地（建物建設に係る部分）のみならず、埋設配管の系統・経路などにも影響が大きいと考えますが、一方で調査範囲が増えるほど、調査に要する委託費用も増加するため、範囲をご設定いただきたいです。 ②調査の「方法」については、既存資料の確認と目視による確認と考えてよろしいでしょうか。 ※埋設配管の詳細な情報を得るには、特殊な調査や場合によっては掘削調査、通電確認、目視できない埋設物の確認も必要となりますが、設計業務の範囲で調査できるのは目視程度と考えられます。このあたりのご意向をお教えてください。 ③P.8「16留意事項等/（14）」にて、「設計建物に対する障害物（地中埋設物等）」の記載があり、これは前述の埋設配管以外の過去構造物のガラなどの調査も行う必要があると読めます。こちらも特殊な調査や掘削をしなければ判別できない内容にもなるため、「目視」による確認と考えてよろしいでしょうか。	①範囲については、原則、添付資料3-2で示す敷地予定範囲（専用通路予定範囲を含む）とします。ただし、敷地予定範囲内の埋設配管でこの範囲を超えるもので、本整備により公園管理等に影響を及ぼす恐れのあるものは調査の対象とします。 ②お見込みのとおりです。 ③特殊な調査や掘削をしなければ判別できない内容については本業務に含みません。
9	特記仕様書	6.7	6業務の内容（7）	（7）各種法令手続等のための敷地の用地測量 に関する記述があります。 「15貸与資料」にて「市民運動公園測量委託業務成果物（データ）」があるため、市民運動公園全体の測量及び、当該計画地の敷地設定などは、貸与いただくデータから設定可能と考えます。 記述の有る「敷地の用地測量」というのは、どのようなものをご想定でしょうか。 ※開発に関わる測量、あるいはこれに伴う境界確定手続きといった測量を指している可能性があり質問いたしました。委託費用算出の上で、どのような測量を必要とされているかの確認が必要です。	敷地の用地測量は、関係法令に基づく各種申請手続きを行う際に必要なものを想定しております。（敷地境界の明示を含む）
10	特記仕様書	6	6業務の内容 （13）	（13）効果波及エリアの整備構想（案）の作成、に関する記述があります。 これについては「本業務に含まない」とありますが、構想の内容や検討ボリュームにより、委託費用の追加に関する協議は可能でしょうか。	効果波及エリアの整備構想（案）の作成は本業務に含みますが、基本設計・実施設計は本業務に含みません。 構想の内容等による委託費用の追加はありません。

11	特記仕様書	8	16留意事項等 (7)	「(7) 外構工事について土木発注とする場合～」の記述があります。 土木仕様にて設計を行う場合については、設計委託料の算出においても、土木仕様にて算出し計上することは可能でしょうか。	設計委託料の算出において土木仕様にて算出し計上していただくこと可能ですが見積上限額は実施要項に示す額とします。業務開始後土木発注とした場合であっても請負金額の変更の対象としません。
12	実施要領	9	10- (7)	参加資格通過者の上限は設定されているのでしょうか。 参加資格を満たしていれば参加資格審査を通過し、技術提案書の提出・プレゼンテーションに進ことができると考えてよろしいでしょうか。	参加資格通過者の上限は設定しておりません。
13	実施要領	11	11- (4)	特定テーマに対する技術提案書（様式第8号）は、特定テーマ①～⑤でA 1 版2枚まで、という理解でよろしいでしょうか。 特定テーマごとにでA 1 版2枚、合計10枚ということでしょうか。	様式第 8 号はA1片面で 2 枚までであり、特定テーマごとにA1版 2 枚ではございません。
14	特記仕様書	6	6- (7)	(7)各種法令手続き等のための敷地の用地測量とありますが、境界確定の杭・鉋などは入っているのでしょうか。	境界確定の杭や鉋は入っておりません。
15	特記仕様書	10	別紙 1	当該敷地のボーリング調査は設計業務内で行う旨は記載があり理解しておりますが、参考資料として近隣施設の地盤調査データを資料としていただけませんか。	希望者には近隣施設の地盤調査データとして以下の工事における地盤調査データが提供可能です。 ・守山市民公園（野球場）（紙） ・守山市民多目的体育館新築工事（紙） ・守山中学校屋内運動場改築工事（紙） ・守山中学校校舎改築建築工事（紙） 希望される場合は、7/30までに教育総務課にメールでご連絡ください。
16	様式第 3 号			事務所の業務実績のうち、プール概要（水面積、水深、レーン長、レーン数）を証明する資料としては、設計図面等でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	様式第6-1号、6-4～6-6号			(2) 業務実績欄において「施設名称」とありますが、これは業務名称でもよろしいでしょうか。	業務名称でも可とします。
18	様式第6-1号、6-4～6-6号			(2) 業務実績欄において「全体延床面積」については設計図面または確認済証等に記載のある延床面積でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	様式第6-1号、6-4～6-6号			備考2 設計担当（役割）が分かる書類について、体制表または従事証明書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	実施要領	7.8	10 (6) 提出書類等の内容に関する留意事項	事務所と技術者で同じ実績を記載する場合、実績を確認する資料は重複して添付するのではなく、共通で1部を添付すれば足りると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

21	実施要領	9	10（7）参加資格 審査の通知	参加表明書を提出した時点では選抜はなく、参加資格を有している全ての事務所が技術提案書を提出できる と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	実施要領	11	12審査方法等につ いて	技術提案書を提出した時点では選抜はなく、選抜技術提案書を提出した全ての事務所がプレゼンテーション を行うと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	特記仕様書	3	5設計条件等（1） サ	助言を受ける「運営アドバイザー」とは、発注者（守山市）が選定するのではなく、受注者（プロポーザル で特定された設計事務所）が任意に選定するということでしょうか。	お見込みのとおりです。